別記様式第１５号（別表関係）

養育医療給付事業における寡婦（夫）みなし適用申請書

＜申請者＞（給付を受けようとする乳児の親権者）

|  |
| --- |
| 北見市長　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請日）　　　 　年　　　月　　　日私は、養育医療給付事業の利用にあたり、当該事業の費用負担の算定に関して、寡婦または寡夫のみなし適用を受けたいので、添付書類を添えて申請します。 |
| フリガナ |  | 生年月日 | 　　　 　年　 　 月　 　 日 |
| 氏名 | 署名 | 個人番号 | －この手続きでは個人番号の記入は不要です－ |
| 電話番号 | 　　　　　　　　　－ 　　 　　　　－ |
| 住所 | （建物名等） | 市処理欄 | 宛名番号 |

＜本事業の対象となる乳児＞（お子さん）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 | 　　　 　　　　　年　 　 月　 　 日 |
| 氏名 |  | 市処理欄 | 宛名番号 |

＜寡婦または寡夫とみなされる者として該当する番号を○で囲んでください＞

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と　生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有するもの |
| ２ | １に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が５００万円以下であるもの |
| ３ | 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が５００万円以下であるもの |

　　（注１）「前年の所得」とは、地方税法第313条第1項に規定する所得（総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額）の合計額となります。また、本事業の申請が1月から6月の場合は、前々年の所得となります。

　　（注２）「基礎控除額」とは、所得税法第86条第1項の規定により控除される額（38万円）となります。

【添付書類】

（１）申請者・子の戸籍全部事項証明書（過去及び現在において婚姻をしていないことが分かるもの）

（２）その他事業実施主体である北見市が必要と認めるもの

【注意事項】申請にあたっては、次の内容について同意の上申請してください。

　・事業実施主体である北見市が必要と認めた範囲において、児童扶養手当支給に関する情報や申請者及び対象となる子の課税状況等の寡婦（夫）とみなすために必要な情報を関係部署に照会または情報提供する場合があります。

　・また、本事業申請後において、申請内容に虚偽があった場合は、寡婦（夫）みなし適用を取り消し、

当該申請に基づき適用された徴収金の減額分について全額返還いただくこととなります。

北見市使用欄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 本　人　確　認 | 添　付　書　類 | 決　　定 |
| ①番・免・パ・手帳他（　　　　　　　）②証・年金・児童バス・社員・学生他（　　　　　　　）③ヒア | □ 戸籍全部事項証明書□ その他(　　　　　) | □ 適用する□ 申請を却下する（　　　　　　　　　　　　）決定年月日 　 　 　　年　　　月　　　日 |
| 備　　　考 | 第　４　類 |
|  | 課長 | 係長 | 係 |